

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和 7 年 4 月 2 2 日（火） 開会 午後 4 時 0 0 分 閉会 午後 4 時 3 0 分
会 場	安城市役所本庁舎 3 階 第 1 0 会議室
委員会を構成 する委員数	法第 8 条による委員数 1 4 名 法第 1 8 条による委員数 2 8 名
出席委員数	法第 8 条による委員数 1 3 名 法第 1 8 条による委員数 2 5 名
欠席委員	都築 英治委員、杉浦 泰昭推進委員、畔柳 真推進委員 加藤 日登志推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、池田課長補佐、石原係長、細井主査、 池田主事、新山主事、青山
議事録署名者	1 0 神谷 力 委員 1 3 菱田 政量 委員

会議の記録

午後4時、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 10番 神谷 力 委員 13番 菱田 政量 委員

また、欠席者は 7番 都築 英治 委員 16番 杉浦 泰昭 推進委員

18番 畔柳 真 推進委員 24番 加藤 日登志 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

- 日程第1 第16号議案 農地法第4条の規定による許可申請について及
び日程第2 第17号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

上記の議題について新山主事補から次のとおり説明があった。

それでは、日程第1第16号議案 農地法第4条の規定による申請について
ご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号2番の1件で、転用用途は農家住宅です。

続きまして日程第2第17号議案 農地法第5条の規定による申請について
ご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号28から36番までの9件です。転用行為別に見ます
と、一般個人住宅が4件、社会福祉施設が1件、駐車場が1件、資材置場が1件、
資材置場兼駐車場が1件、粘土採掘場が1件です。

お配りしています『1,000㎡以上の案件位置図』と書かれた資料をご覧ください。

今回、個別説明をする大規模案件はございませんが、申請面積1,000㎡以
上の案件について、裏面に受付番号30番の粘土採掘場の位置図を載せていま
すので場所をご確認ください。個別に気になる案件がございましたら後ほどお
問い合わせください。

なお、いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理
などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築
許可申請等の他法令上の手続きがされていることを確認しております。

今回の申請に関する現地調査につきましては、4月15日火曜日に、犬塚伊佐
夫委員と神谷力委員に行なっていただき、現地にて申請書類と農地区分やその
許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第18号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第3 第18号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号5番から7番の3件です。内容審査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

日程第4 第19号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案について及び日程第5 第20号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

なお、この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員のものと受けないものとを分けて審議いたしますので、ご承知ください。

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第4 第19号議案及び日程第5 第20号議案についてご説明申し上げます。

議案の内容を説明する前に議案が2つに分かれている理由を説明いたします。

法律上、地域計画の区域外は、農用地利用集積等促進計画案の作成主体が農業委員会となりますが、地域計画の区域内は、農地中間管理機構が作成主体となります。そのため、地域計画の区域外と地域計画の区域内で議案を分けております。

はじめに、日程第4 第19号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。議案1 ページ目の令和7年度農用地利用集積等促進計画案（地域計画の区域外）の実施総括表をご覧ください。

新規に利用権を設定する面積が59,008.00㎡、期間満了による更新・再貸付の面積が、262,318.30㎡、合計321,326.30㎡です。

2 ページ目から5 ページ目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表の説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。議案1 ページ目に戻っていただき、令和7年度農用地利用集積等促進計画案（地域計画の区域外）の実施総括表の権利移転について説明いたします。

権利移転は、耕作者の入れ替えに伴うものとなります。権利の移転をする農地の面積は、67,280.00㎡です。

次に日程第5 第20号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。

議案1 ページ目の令和7年度農用地利用集積等促進計画案（地域計画の区域内）の実施総括表をご覧ください。

新規に利用権を設定する面積が16,189.00㎡、期間満了による更新・再貸付の面積が408,043.55㎡、合計424,232.55㎡です。

2 ページ目から4 ページ目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表の説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

議案1 ページ目に戻っていただき、令和7年度農用地利用集積等促進計画案（地域計画の区域内）の実施総括表の権利移転について説明いたします。権利の移転をする農地の面積は、104,107.00㎡です。

本日、農用地利用集積等促進計画案の内容についてご了承いただけましたら、農地中間管理機構に提出させていただきます。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限を受けるものから審議します。

まず、神谷孝雄委員に関する事項から審議いたしますので、神谷孝雄委員は退席していただきます。

それでは、神谷孝雄委員に係る促進計画は、第19号議案書の3 ページ目の表の上から6 人目の行に、及び第20号議案書の3 ページ目の表の上から6 人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。神谷孝雄委員は入室してください。

続きまして、菱田政量委員の同居の親族に関する事項を審議いたしますので、菱田政量委員は退席していただきます。

それでは、菱田政量委員に関する促進計画は、第19号議案書の3ページ目の表の上から10人目の行に、及び第20号議案書の3ページ目の表の上から10人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。菱田政量委員は入室してください。

続きまして、加藤公健委員に関する事項を審議いたしますので、加藤公健委員は退席していただきます。

それでは、加藤公健委員に関する促進計画は、第19号議案書の3ページ目の表の下から10人目の行に、第20号議案書の3ページ目の表の下から7人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。加藤公健委員は入室してください。

続きまして、杉本哲哉委員に関する事項を審議いたしますので、杉本哲哉委員は退席していただきます。

それでは、杉本哲哉委員に関する促進計画は、第19号議案書の3ページ目の表の下から8人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。杉本哲哉委員は入室してください。

続きまして、神谷力委員が代表を務め、及び山村京子委員の同居の親族が所属する農事組合法人高棚宮農組合に関する事項を審議いたしますので、神谷力委員、山村京子委員は退席していただきます。

それでは、両委員に関係する促進計画は、第19号議案書の3ページ目の表の下から8人目の行に、及び第20号議案書の3ページ目の表の下から5人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。神谷力委員、山村京子委員は入室してください。

続きまして、杉浦和彦委員に関係する事項を審議いたしますので、杉浦和彦委員は退席していただきます。

それでは、杉浦和彦委員に関係する促進計画は、第19号議案書の4ページ目の表の上から8人目の行に、及び第20号議案書の4ページ目の表の上から9人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。杉浦和彦委員は入室してください。

続きまして、私が代表を務める有限会社林ファームに関係する事項について審議いたします。よって、議事参与の制限の対象が議長でありますので、職務代理者の14番、太田良子委員に議長を交代し、私は退席をいたします。では、太田委員、よろしくお願いします。

それでは、林茂樹委員が代表を務める有限会社林ファームに関係する促進計画は、第19号議案書の4ページ目の表の下から8人目の行に、及び第20号議案書の4ページ目の表の下から6人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。では、これより再び議長を交代しますので、林茂樹委員は入室のうえ、議長席にお戻りください。

続きまして、岩瀬正則委員の同居の親族に係る事項を審議いたしますので、岩瀬正則委員は退席していただきます。

それでは、岩瀬正則委員に係る促進計画は、第19号議案書の4ページ目の表の下から5人目の行に、及び第20号議案書の4ページ目の表の下から2人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。岩瀬正則委員は入室してください。

続きまして、これまで審議した部分を除く促進計画について審議いたします。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

石原係長から次のとおり説明があった。

第20号議案の4ページ下から8人目の行（農）啓愛様の農業経営の状況が0㎡になっております。これは誤りです。申し訳ございません。第19号議案4ページの下から10人目の行に同じく（農）啓愛様の借入地が書いてあります。本来一致するべき項目でございました。20号議案についても19号議案と同じく819, 662.29㎡に修正させていただきます。申し訳ございませんでした。

会長からの説明で杉本哲也委員に関する促進計画の中で、第19号議案の3ページ目の表の下から8人目と説明がありましたが、第20号議案書の3ページ目の表の下から8人目の行でした。事務局で用意した資料の誤りでした。申し

訳ございませんでした。

□ 日程第6 報告第4号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第6 報告第4号、専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号5番の1件です。転用の事由としましては、通路用地が1件です。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号9番から17番の9件です。転用行為別にみますと、倉庫の建築が1件、店舗併用住宅の建築が1件、駐車場の設置が2件、住宅の建築が5件です。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、101番の1件です。解約事由別にみますと、転用するためが1件です。

最後に、現況証明願についてご説明申し上げます。今回の申請は、2番から5番の4件です。申請地は、20年以上前から宅地として一体的に宅地利用されています。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について石原係長から次のとおり説明があった。

・令和7年度安城市農業委員会活動計画（案）について

では、1ページ、資料1をご覧ください。

まず、この活動計画というのは、農業委員会等に関する法律の第6条に規定される農業委員会の所掌事務のうち、本市農業委員会が行おうとする活動の概要を記載することにより、毎年度の当初にその年の活動を前もってご認識いただくために作成しているものでございます。そして、ご覧いただいている1ページからのものが、令和7年度の計画（案）です。ここに挙げた各事業名の下には、令和7年度の予算額と、カッコ内には前年度の予算額及び決算額を記載しております。

では、内容について順にご説明いたします。

前文に続いてまず、「1 農地の権利移動、転用等」でございますが、例年どお

り、毎月の定例会で農地法に基づく許可等を審査します。表には、1月の定例会でもご報告いたしました農地法3条、4条及び5条関係の実績を記載しております。

続きまして、「2 農地の保全」については、タブレット端末を利用した農地パトロールを実施します。タブレット端末の台数については、令和7年度に農業委員分の増台を行い、全委員に配布することを予定しております。また、無断転用に対する指導、不耕作農地の意向確認を継続いたします。予算額219万9千円は、タブレット端末の通信料と農地利用状況調査の謝礼分でございます。

続きまして、2ページに移りまして「3 農業振興地域の整備に関する法律及び農地法等申請に伴う現地調査」については、農振除外及び農地転用に伴う現地調査につきまして、毎月2名の農業委員の方にご協力いただき、実施してまいります。予算額16万8千円は、委員の日当となっております。

また、農地法第3条の申請につきましては、事務局で現地確認をいたしますが、地域における農業の取組みを阻害するような権利取得を排除するため、地元の農地利用最適化推進委員の現地調査を、意見書の作成に付随して個別にお願いすることもあります。

次に、「4 農地等利用関係紛争処理」につきましては、農地等の利用関係に係る紛争防止のために、及び当事者からの和解仲介の申出があった時は、会長が指名する3人の仲介委員が和解の仲介を行います。

続きまして、「5 農地移動適正化あっせん」につきましては、農業委員会が農業振興地域内の農用地の売買を希望する農家の間に立ち、あっせんを行います。この場合の売り手には譲渡税の特別控除のメリットがありますが、売り手は買い手を指定できず、また、あっせん委員会が指定する、その売買する農地に隣接または近接の農地で耕作している担い手でなければ原則として買い手にはなりません。予算額は、あっせんの申出があった場合のあっせん委員の謝礼分です。

続きまして「6 農地の利用集積と集約化の促進」につきましては、農地中間管理事業による賃借権等の設定を推進することにより、担い手の経営規模拡大と生産性の高い農業経営を確立するため、対象農地の掘り起こしと効率的な利用を促進します。

続きまして3ページをご覧ください。「7 粘土採掘場現地調査」につきましては、これまで同様、春・秋の年2回実施し、農地利用最適化推進委員にご出席いただくことを予定しています。予算5万6千円は、その謝礼の合計額となっております。

次に、「8 農地の賃借料情報の提供」につきましては、過去1年間における農地の実勢賃借料を調査し、農地の賃貸借契約を締結する際の目安となるよう、平均額・最高額・最低額を市公式ウェブサイトで公表します。ちなみにこの表は、

先月の農業委員会でもご説明いたしましたが、令和5年12月からの1年間の賃借料情報を集計し、現在、目安として公表しているものでございます。

次に「9 経営改善支援」でございますが、認定農業者の経営改善のため必要となる情報の収集及び提供、研修会や意見交換会を行うとともに、家族経営協定の普及推進を図ります。なお、(1)と(2)には、令和7年1月現在の認定農業者数及び家族経営協定締結農家数を記してございます。

続いて4ページをご覧ください。「10 農業者年金普及」では、年1回愛知県農業会議の担当者を招き、説明会や相談会を行いたいと考えております。

続きまして、「11 新規参入促進」については、地域において新たに農業経営に参入する話がございましたら、地域における受入条件の調整や整備を図るなど、新規参入の支援をお願いいたします。

続きまして、「12 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出」につきましては、25期体制の終わりごろに、市長へ提出することを目標としたいと考えております。

最後に、「13 その他」として、「先進地視察及び研修」についてでございますが、表にはこれまでの実績が記載してあります。なお、令和7年度は、予定なしと考えておりますが、緊急的な課題が生じ視察が必要になった場合には調整したいと考えております。

この件の説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

協議依頼事項について池田主事から次のとおり説明があった

・農用地利用計画変更申出について

事前送付資料としてお送りさせていただきましたA4横の両面刷りの用紙です。右肩に協議依頼事項と書かれた「農用地利用計画変更申出について」という資料をご覧ください。

今回、令和7年3月にありました農用地利用計画の変更申出についてご説明申し上げます。申出の内訳は農用地から農業用施設用地へ変更するための用途変更が1件で、面積は1,047㎡でした。用途変更の目的は、農業用倉庫の建築が1件となります。

裏面、状況調書を載せておりますので、併せてご確認ください。なお、現地確認につきましては、4月15日に犬塚伊佐夫委員と神谷力委員にお願いし、実施いたしました。本委員会でご了承いただくことができましたら通知書を発行さ

せていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡・報告事項について石原係長より次のとおり説明があった。

1 令和6年度生産調整の実施結果について

令和6年度の実産調整実施結果は、愛知県農業再生協議会が示す生産数量目標に対し、安城市の作付率は94.6%となりました。

2 ふれあい田んぼアート2025について

田植えにつきましては、5月17日（土）に実施いたします。ご都合のつく方は、是非ご参加ください。

3 農業委員会会長・事務局長会議について

5月19日（月）に、愛知県三の丸庁舎で開催されますので、会長が出席をされ、事務局長が随行をいたします。

4 女性農業者のつどいについて

5月27日（火）に、へきしんギャラクシープラザで開催されます。女性農業者のつどいは、女性農業委員の皆様が主体となり、女性農業者の情報交流を目的として開催しております。皆様の周りの女性農業者の方にも、お声掛けのご協力をいただきますようお願いいたします。

続いて、5 企画展「日本丁抹（デンマーク）と呼ばれた時代」について事務局近藤課長より次のとおり説明があった

5 企画展「日本丁抹（デンマーク）と呼ばれた時代」について

安城市は日本デンマークと呼ばれてから100年となります。この機会に豊かな安城を築いた先人を顕彰し、かつて日本デンマークと呼ばれた安城の更なる発展を目指していく中で、昨年度は明治用水土地改良区の明治用水かんきょう学習館において企画展「日本丁抹（デンマーク）と呼ばれて100年」が開催されました。また、和泉町の田んぼにおいて様々な色の苗を植えて絵を描くイベント、ふれあい田んぼアート2024において絵柄のテーマを日本デンマーク100年としてピックアップしました。今年度につきましては、安城市歴史

博物館において、企画展「日本丁抹（デンマーク）と呼ばれた時代～100年前の碧海地域と農業について」、先週の4月19日の土曜日から6月29日の日曜日まで観覧無料となっております。大正から昭和初期の碧海郡一帯が農業の発展が著しく複数のメディアから日本デンマークと呼ばれていました。特に安城市域はこの時期に大きく変化し、先進的な事例として、日本全国から視察団が押し寄せてきました。しかし、このような発展は、行政だけの力ではなく、人々の行動によって支えられておりました。今回の展示では、歴史博物館の収蔵品を中心に、碧海郡が日本デンマークと呼ばれた時代の農業や暮らしについて紹介されていますので、ぜひともご覧いただければと思います。また歴史博物館においては、毎年市内の小学校6年生と中学校2年生を対象として見学学習会を開催しており市内の子供たちにも学んでいただく機会を設けております。記念講演会、歴史講座、展示解説などの各種イベントなどもございますので、ぜひご観覧いただければと思います。以上で説明は終わります。

続いて、石原係長より次のとおり説明があった。

6 次回予定

今回は、5月22日（木）の午後1時30分から本庁舎3階第9会議室で運営委員会を、午後2時30分から第10会議室で定例会を開催します。

なお、例年4月の定例会において、市の職員名簿を配布させていただいておりましたが、今年度は人事課にて作成中とのことですので、次回定例会で配布させていただきたいと考えております

連絡・報告事項につきましては、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ質問があった。

○ 岩瀬正則委員

●●町の23号のインターの所を●●さんが工場を拡張するといっけきれいに埋めたと言ったが、全く工事をしていない。拡張をやめるという話が噂で伝わってきたがご存知ですか。もしやめた場合はどうなりますか。もう完璧に埋めてしまったので、今更農地に戻ることはあり得ない雰囲気です。きれいになってますけれど、やめたと言われて返してもらっても困るし、どうなっているのか少しお聞きしたいと思います。

○ 池田主事

岩瀬委員からの話に関して、事務局としては遅れるというような話に関して

は、今現状としては聞いたことはないという状況です。遅れるということが事実だとしたときに、取れる対応としては、今現状としては状況を確認するぐらいしかできないかなとは思っておりますけども、もし事実であれば意見をさせていただきます。

○ 林会長

●●の前の所もやれなくなって雑地になっているところがあります。

○ 仲道事務局長

会長ご発言のとおり 2 年前のこちらの会議においても、●●の前の 1 団地、これが開発が進んでないというところでした。こちらにつきましては事務局で定期的に事業者の方を訪問しておりまして、現状を確認しているところでございます。

そちらは自動車関連産業の工場が建設される予定でございましたが、昨今大変な関税もかかり、状況が難しいということで、現在においてもまだ検討を続けているというところで状況を把握しているという形になります。

今おっしゃっていただいた●●につきましては、私ども事務局でも情報把握しておりませんでしたので、比較的速やかにいろんなところに確認をさせていただいて、先ほど池田が申し上げましたとおり状況の方の更なる聞き取りなどをさせていただければと思っております。

事務局からは以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承

午後 4 時 3 0 分、議長は閉会を宣する

会議の記録

午後4時、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 10番 神谷 力 委員 13番 菱田 政量 委員

また、欠席者は 7番 都築 英治 委員 16番 杉浦 泰昭 推進委員

18番 畔柳 真 推進委員 24番 加藤 日登志 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

- 日程第1 第16号議案 農地法第4条の規定による許可申請について及
び日程第2 第17号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

上記の議題について新山主事補から次のとおり説明があった。

それでは、日程第1第16号議案 農地法第4条の規定による申請について
ご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号2番の1件で、転用用途は農家住宅です。

続きまして日程第2第17号議案 農地法第5条の規定による申請について
ご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号28から36番までの9件です。転用行為別に見ます
と、一般個人住宅が4件、社会福祉施設が1件、駐車場が1件、資材置場が1件、
資材置場兼駐車場が1件、粘土採掘場が1件です。

お配りしています『1,000㎡以上の案件位置図』と書かれた資料をご覧ください。

今回、個別説明をする大規模案件はございませんが、申請面積1,000㎡以
上の案件について、裏面に受付番号30番の粘土採掘場の位置図を載せていま
すので場所をご確認ください。個別に気になる案件がございましたら後ほどお
問い合わせください。

なお、いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理
などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築
許可申請等の他法令上の手続きがされていることを確認しております。

今回の申請に関する現地調査につきましては、4月15日火曜日に、犬塚伊佐
夫委員と神谷力委員に行なっていただき、現地にて申請書類と農地区分やその
許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第18号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第3 第18号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号5番から7番の3件です。内容審査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

日程第4 第19号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案について及び日程第5 第20号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

なお、この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員のものと受けないものとを分けて審議いたしますので、ご承知ください。

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第4 第19号議案及び日程第5 第20号議案についてご説明申し上げます。

議案の内容を説明する前に議案が2つに分かれている理由を説明いたします。

法律上、地域計画の区域外は、農用地利用集積等促進計画案の作成主体が農業委員会となりますが、地域計画の区域内は、農地中間管理機構が作成主体となります。そのため、地域計画の区域外と地域計画の区域内で議案を分けております。

はじめに、日程第4 第19号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。議案1 ページ目の令和7年度農用地利用集積等促進計画案（地域計画の区域外）の実施総括表をご覧ください。

新規に利用権を設定する面積が59,008.00㎡、期間満了による更新・再貸付の面積が、262,318.30㎡、合計321,326.30㎡です。

2 ページ目から5 ページ目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表の説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。議案1 ページ目に戻っていただき、令和7年度農用地利用集積等促進計画案（地域計画の区域外）の実施総括表の権利移転について説明いたします。

権利移転は、耕作者の入れ替えに伴うものとなります。権利の移転をする農地の面積は、67,280.00㎡です。

次に日程第5 第20号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。

議案1 ページ目の令和7年度農用地利用集積等促進計画案（地域計画の区域内）の実施総括表をご覧ください。

新規に利用権を設定する面積が16,189.00㎡、期間満了による更新・再貸付の面積が408,043.55㎡、合計424,232.55㎡です。

2 ページ目から4 ページ目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表の説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

議案1 ページ目に戻っていただき、令和7年度農用地利用集積等促進計画案（地域計画の区域内）の実施総括表の権利移転について説明いたします。権利の移転をする農地の面積は、104,107.00㎡です。

本日、農用地利用集積等促進計画案の内容についてご了承いただけましたら、農地中間管理機構に提出させていただきます。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限を受けるものから審議します。

まず、神谷孝雄委員に関する事項から審議いたしますので、神谷孝雄委員は退席していただきます。

それでは、神谷孝雄委員に係る促進計画は、第19号議案書の3 ページ目の表の上から6 人目の行に、及び第20号議案書の3 ページ目の表の上から6 人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。神谷孝雄委員は入室してください。

続きまして、菱田政量委員の同居の親族に関する事項を審議いたしますので、菱田政量委員は退席していただきます。

それでは、菱田政量委員に関する促進計画は、第19号議案書の3ページ目の表の上から10人目の行に、及び第20号議案書の3ページ目の表の上から10人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。菱田政量委員は入室してください。

続きまして、加藤公健委員に関する事項を審議いたしますので、加藤公健委員は退席していただきます。

それでは、加藤公健委員に関する促進計画は、第19号議案書の3ページ目の表の下から10人目の行に、第20号議案書の3ページ目の表の下から7人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。加藤公健委員は入室してください。

続きまして、杉本哲哉委員に関する事項を審議いたしますので、杉本哲哉委員は退席していただきます。

それでは、杉本哲哉委員に関する促進計画は、第19号議案書の3ページ目の表の下から8人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。杉本哲哉委員は入室してください。

続きまして、神谷力委員が代表を務め、及び山村京子委員の同居の親族が所属する農事組合法人高棚宮農組合に関する事項を審議いたしますので、神谷力委員、山村京子委員は退席していただきます。

それでは、両委員に関係する促進計画は、第19号議案書の3ページ目の表の下から8人目の行に、及び第20号議案書の3ページ目の表の下から5人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。神谷力委員、山村京子委員は入室してください。

続きまして、杉浦和彦委員に関係する事項を審議いたしますので、杉浦和彦委員は退席していただきます。

それでは、杉浦和彦委員に関係する促進計画は、第19号議案書の4ページ目の表の上から8人目の行に、及び第20号議案書の4ページ目の表の上から9人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。杉浦和彦委員は入室してください。

続きまして、私が代表を務める有限会社林ファームに関係する事項について審議いたします。よって、議事参与の制限の対象が議長でありますので、職務代理者の14番、太田良子委員に議長を交代し、私は退席をいたします。では、太田委員、よろしくお願いします。

それでは、林茂樹委員が代表を務める有限会社林ファームに関係する促進計画は、第19号議案書の4ページ目の表の下から8人目の行に、及び第20号議案書の4ページ目の表の下から6人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。では、これより再び議長を交代しますので、林茂樹委員は入室のうえ、議長席にお戻りください。

続きまして、岩瀬正則委員の同居の親族に係る事項を審議いたしますので、岩瀬正則委員は退席していただきます。

それでは、岩瀬正則委員に係る促進計画は、第19号議案書の4ページ目の表の下から5人目の行に、及び第20号議案書の4ページ目の表の下から2人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。岩瀬正則委員は入室してください。

続きまして、これまで審議した部分を除く促進計画について審議いたします。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

石原係長から次のとおり説明があった。

第20号議案の4ページ下から8人目の行（農）啓愛様の農業経営の状況が0㎡になっております。これは誤りです。申し訳ございません。第19号議案4ページの下から10人目の行に同じく（農）啓愛様の借入地が書いてあります。本来一致するべき項目でございました。20号議案についても19号議案と同じく819, 662.29㎡に修正させていただきます。申し訳ございませんでした。

会長からの説明で杉本哲也委員に関する促進計画の中で、第19号議案の3ページ目の表の下から8人目と説明がありましたが、第20号議案書の3ページ目の表の下から8人目の行でした。事務局で用意した資料の誤りでした。申し

訳ございませんでした。

□ 日程第6 報告第4号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第6 報告第4号、専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号5番の1件です。転用の事由としましては、通路用地が1件です。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号9番から17番の9件です。転用行為別にみますと、倉庫の建築が1件、店舗併用住宅の建築が1件、駐車場の設置が2件、住宅の建築が5件です。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、101番の1件です。解約事由別にみますと、転用するため1件です。

最後に、現況証明願についてご説明申し上げます。今回の申請は、2番から5番の4件です。申請地は、20年以上前から宅地として一体的に宅地利用されています。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について石原係長から次のとおり説明があった。

・令和7年度安城市農業委員会活動計画（案）について

では、1ページ、資料1をご覧ください。

まず、この活動計画というのは、農業委員会等に関する法律の第6条に規定される農業委員会の所掌事務のうち、本市農業委員会が行おうとする活動の概要を記載することにより、毎年度の当初にその年の活動を前もってご認識いただくために作成しているものでございます。そして、ご覧いただいている1ページからのものが、令和7年度の計画（案）です。ここに挙げた各事業名の下には、令和7年度の予算額と、カッコ内には前年度の予算額及び決算額を記載しております。

では、内容について順にご説明いたします。

前文に続いてまず、「1 農地の権利移動、転用等」でございますが、例年どお

り、毎月の定例会で農地法に基づく許可等を審査します。表には、1月の定例会でもご報告いたしました農地法3条、4条及び5条関係の実績を記載しております。

続きまして、「2 農地の保全」については、タブレット端末を利用した農地パトロールを実施します。タブレット端末の台数については、令和7年度に農業委員分の増台を行い、全委員に配布することを予定しております。また、無断転用に対する指導、不耕作農地の意向確認を継続いたします。予算額219万9千円は、タブレット端末の通信料と農地利用状況調査の謝礼分でございます。

続きまして、2ページに移りまして「3 農業振興地域の整備に関する法律及び農地法等申請に伴う現地調査」については、農振除外及び農地転用に伴う現地調査につきまして、毎月2名の農業委員の方にご協力いただき、実施してまいります。予算額16万8千円は、委員の日当となっております。

また、農地法第3条の申請につきましては、事務局で現地確認をいたしますが、地域における農業の取組みを阻害するような権利取得を排除するため、地元の農地利用最適化推進委員の現地調査を、意見書の作成に付随して個別にお願いすることもあります。

次に、「4 農地等利用関係紛争処理」につきましては、農地等の利用関係に係る紛争防止のために、及び当事者からの和解仲介の申出があった時は、会長が指名する3人の仲介委員が和解の仲介を行います。

続きまして、「5 農地移動適正化あっせん」につきましては、農業委員会が農業振興地域内の農用地の売買を希望する農家の間に立ち、あっせんを行います。この場合の売り手には譲渡税の特別控除のメリットがありますが、売り手は買い手を指定できず、また、あっせん委員会が指定する、その売買する農地に隣接または近接の農地で耕作している担い手でなければ原則として買い手にはなりません。予算額は、あっせんの申出があった場合のあっせん委員の謝礼分です。

続きまして「6 農地の利用集積と集約化の促進」につきましては、農地中間管理事業による賃借権等の設定を推進することにより、担い手の経営規模拡大と生産性の高い農業経営を確立するため、対象農地の掘り起こしと効率的な利用を促進します。

続きまして3ページをご覧ください。「7 粘土採掘場現地調査」につきましては、これまで同様、春・秋の年2回実施し、農地利用最適化推進委員にご出席いただくことを予定しています。予算5万6千円は、その謝礼の合計額となっております。

次に、「8 農地の賃借料情報の提供」につきましては、過去1年間における農地の実勢賃借料を調査し、農地の賃貸借契約を締結する際の目安となるよう、平均額・最高額・最低額を市公式ウェブサイトで公表します。ちなみにこの表は、

先月の農業委員会でもご説明いたしましたが、令和5年12月からの1年間の賃借料情報を集計し、現在、目安として公表しているものでございます。

次に「9 経営改善支援」でございますが、認定農業者の経営改善のため必要となる情報の収集及び提供、研修会や意見交換会を行うとともに、家族経営協定の普及推進を図ります。なお、(1)と(2)には、令和7年1月現在の認定農業者数及び家族経営協定締結農家数を記してございます。

続いて4ページをご覧ください。「10 農業者年金普及」では、年1回愛知県農業会議の担当者を招き、説明会や相談会を行いたいと考えております。

続きまして、「11 新規参入促進」については、地域において新たに農業経営に参入する話がございましたら、地域における受入条件の調整や整備を図るなど、新規参入の支援をお願いいたします。

続きまして、「12 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出」につきましては、25期体制の終わりごろに、市長へ提出することを目標としたいと考えております。

最後に、「13 その他」として、「先進地視察及び研修」についてでございますが、表にはこれまでの実績が記載してあります。なお、令和7年度は、予定なしと考えておりますが、緊急的な課題が生じ視察が必要になった場合には調整したいと考えております。

この件の説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

協議依頼事項について池田主事から次のとおり説明があった

・農用地利用計画変更申出について

事前送付資料としてお送りさせていただきましたA4横の両面刷りの用紙です。右肩に協議依頼事項と書かれた「農用地利用計画変更申出について」という資料をご覧ください。

今回、令和7年3月にありました農用地利用計画の変更申出についてご説明申し上げます。申出の内訳は農用地から農業用施設用地へ変更するための用途変更が1件で、面積は1,047㎡でした。用途変更の目的は、農業用倉庫の建築が1件となります。

裏面、状況調書を載せておりますので、併せてご確認ください。なお、現地確認につきましては、4月15日に犬塚伊佐夫委員と神谷力委員にお願いし、実施いたしました。本委員会でご了承いただくことができましたら通知書を発行さ

せていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡・報告事項について石原係長より次のとおり説明があった。

1 令和6年度生産調整の実施結果について

令和6年度の実産調整実施結果は、愛知県農業再生協議会が示す生産数量目標に対し、安城市の作付率は94.6%となりました。

2 ふれあい田んぼアート2025について

田植えにつきましては、5月17日（土）に実施いたします。ご都合のつく方は、是非ご参加ください。

3 農業委員会会長・事務局長会議について

5月19日（月）に、愛知県三の丸庁舎で開催されますので、会長が出席をされ、事務局長が随行をいたします。

4 女性農業者のつどいについて

5月27日（火）に、へきしんギャラクシープラザで開催されます。女性農業者のつどいは、女性農業委員の皆様が主体となり、女性農業者の情報交流を目的として開催しております。皆様の周りの女性農業者の方にも、お声掛けのご協力をいただきますようお願いいたします。

続いて、5 企画展「日本丁抹（デンマーク）と呼ばれた時代」について事務局近藤課長より次のとおり説明があった

5 企画展「日本丁抹（デンマーク）と呼ばれた時代」について

安城市は日本デンマークと呼ばれてから100年となります。この機会に豊かな安城を築いた先人を顕彰し、かつて日本デンマークと呼ばれた安城の更なる発展を目指していく中で、昨年度は明治用水土地改良区の明治用水かんきょう学習館において企画展「日本丁抹（デンマーク）と呼ばれて100年」が開催されました。また、和泉町の田んぼにおいて様々な色の苗を植えて絵を描くイベント、ふれあい田んぼアート2024において絵柄のテーマを日本デンマーク100年としてピックアップしました。今年度につきましては、安城市歴史

博物館において、企画展「日本丁抹（デンマーク）と呼ばれた時代～100年前の碧海地域と農業について」、先週の4月19日の土曜日から6月29日の日曜日まで観覧無料となっております。大正から昭和初期の碧海郡一帯が農業の発展が著しく複数のメディアから日本デンマークと呼ばれていました。特に安城市域はこの時期に大きく変化し、先進的な事例として、日本全国から視察団が押し寄せてきました。しかし、このような発展は、行政だけの力ではなく、人々の行動によって支えられておりました。今回の展示では、歴史博物館の収蔵品を中心に、碧海郡が日本デンマークと呼ばれた時代の農業や暮らしについて紹介されていますので、ぜひともご覧いただければと思います。また歴史博物館においては、毎年市内の小学校6年生と中学校2年生を対象として見学学習会を開催しており市内の子供たちにも学んでいただく機会を設けております。記念講演会、歴史講座、展示解説などの各種イベントなどもございますので、ぜひご観覧いただければと思います。以上で説明は終わります。

続いて、石原係長より次のとおり説明があった。

6 次回予定

今回は、5月22日（木）の午後1時30分から本庁舎3階第9会議室で運営委員会を、午後2時30分から第10会議室で定例会を開催します。

なお、例年4月の定例会において、市の職員名簿を配布させていただいておりましたが、今年度は人事課にて作成中とのことですので、次回定例会で配布させていただきたいと考えております

連絡・報告事項につきましては、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ質問があった。

○ 岩瀬正則委員

●●町の23号のインターの所を●●さんが工場を拡張するといっけきれいに埋めたと言ったが、全く工事をしていない。拡張をやめるという話が噂で伝わってきたがご存知ですか。もしやめた場合はどうなりますか。もう完璧に埋めてしまったので、今更農地に戻ることはあり得ない雰囲気です。きれいになってますけれど、やめたと言われて返してもらっても困るし、どうなっているのか少しお聞きしたいと思います。

○ 池田主事

岩瀬委員からの話に関して、事務局としては遅れるというような話に関して

は、今現状としては聞いたことはないという状況です。遅れるということが事実だとしたときに、取れる対応としては、今現状としては状況を確認するぐらいしかできないかなとは思っておりますけども、もし事実であれば意見をさせていただきます。

○ 林会長

●●の前の所もやれなくなって雑地になっているところがあります。

○ 仲道事務局長

会長ご発言のとおり２年前のこちらの会議においても、●●の前の１団地、これが開発が進んでないというところでした。こちらにつきましては事務局で定期的に事業者の方を訪問しておりまして、現状を確認しているところでございます。

そちらは自動車関連産業の工場が建設される予定でございましたが、昨今大変な関税もかかり、状況が難しいということで、現在においてもまだ検討を続けているというところで状況を把握しているという形になります。

今おっしゃっていただいた●●につきましては、私ども事務局でも情報把握しておりませんでしたので、比較的速やかにいろんなところに確認をさせていただいて、先ほど池田が申し上げましたとおり状況の方の更なる聞き取りなどをさせていただければと思っております。

事務局からは以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承

午後４時３０分、議長は閉会を宣する